

# 風力発電施設と他の工作物(送電鉄塔等)との景観認識上の違いは？

## 土木構造物の形態的分類

形態 \ 地形との関係	立ち上がり型	地形密着型	
		立面的	平面的
縦長型	塔 煙突 送電鉄塔	水圧鉄管	道路路面 防波堤
横長型	橋梁 堰 高架連続橋	擁壁 河川護岸、堤防 盛土法面 ガードレール	
マッス型	火力発電所 原子力発電所	切土法面 擁壁 ダム	埋立地 空港 港湾

風力発電？

- ・ 風力発電施設を他の工作物と比較した場合の景観影響上の相違点については、わが国ではこれまで十分な分析がされていないが・・・
- ・ 形態的には同類のものと考えられる

**基本的な考え方は風力発電施設にも適用可能？**

**\* 基本的取扱い**

- ・ 既存のその他工作物の審査ポイントに準じる
- ・ 風力発電施設の特徴を踏まえた審査ポイントの特定・追加、数値基準あるいは数値的目安の検討等により、風力発電施設に係る考え方の明確化を図る

**\* 審査のポイント**

主要な展望地からの展望  
眺望の対象への支障  
周辺の風致景観との調和（形態・色彩）  
野生生物への影響  
耐用年数後の撤去、跡地の整理 等

## 数値基準の導入の可能性は？

景観アセスメントの際に利用される  
代表的指標や条件、現行の基準を参考  
(例) ・視距離  
・見込角  
・高さ . . . 等

### メリット

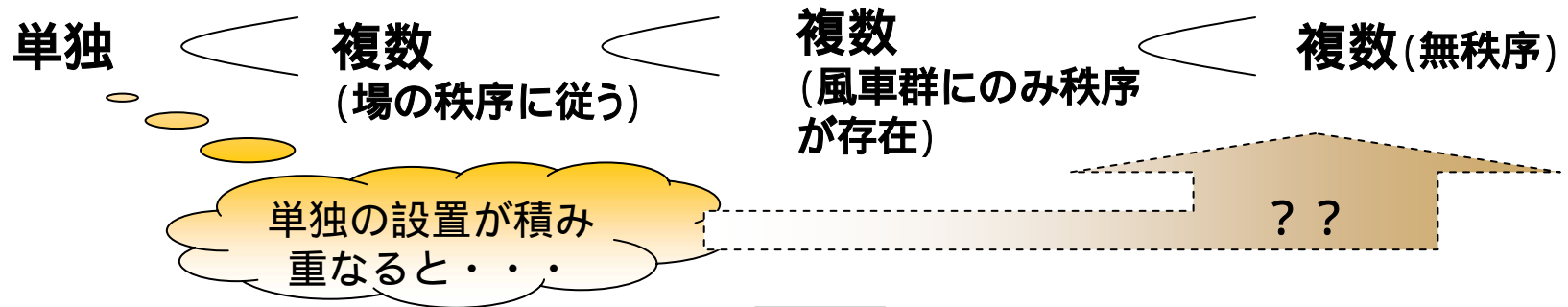
- ・基準の明確化が図られる
- ・設置の可否に関する予測や判断が容易

### デメリット

- ・全国一律の規定となり、計画地の個別の状況等に応じた柔軟な対応が困難になる可能性あり

# 単独・複数の場合における景観評価の違いは？

## 個別の設置計画における影響の比較



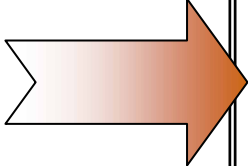
単独・個別の設置計画に対して適用可能な基準を検討  
複数の場合にはできるだけ場の秩序に従い、  
周辺の風致景観に調和したデザイン・配置  
(レイアウト)等を検討

## その他の論点： 普通地域における審査の考え方は？

- ・普通地域内においては、特定の開発行為について事前の届出が必要。
- ・当該行為が風景の保護上著しい支障を与えるおそれがあるときに限り、風景の保護に必要な限度において禁止や制限等の措置を命ずることができる。

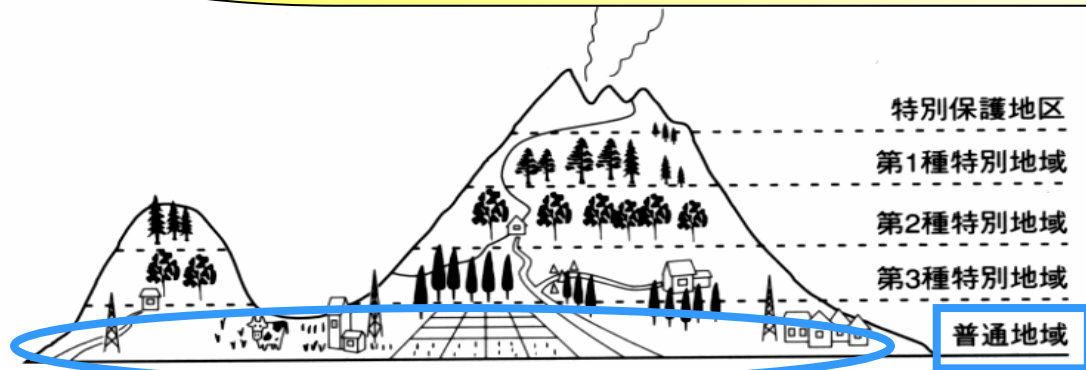
工作物にかかる届出の基準の概要	
陸上普通地域	<u>鉄塔：高さ30m以上</u> 別荘地の用に供する道路 幅員2m以上 建築物：高さ13m以上又は延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上 ダム：高さ20m以上 等
海面普通地域	工作物：海面上の高さ5m又は水平投影面積100m <sup>2</sup> 以上 等

### \* 審査のポイント

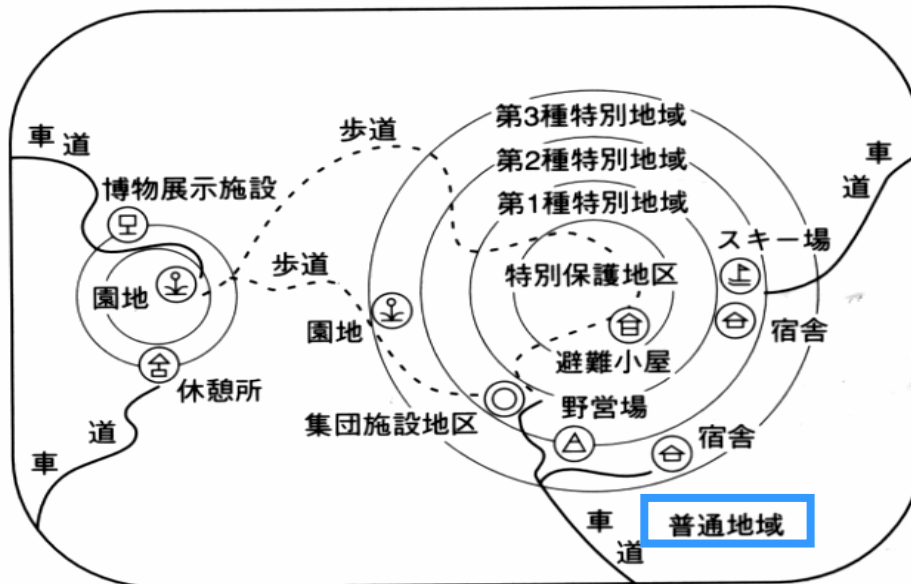
- 
- 主要な展望地からの展望
  - 眺望の対象への支障
  - 周辺の風致景観との調和（形態・色彩）
  - その他必要な事項（野生生物（種）や生態系への影響など）

## 普通地域の役割・特性：

- ・ 特別地域と一体をなす地域として風景の保護を図る必要のある地域
- ・ 特別地域の緩衝地帯として、あるいは公園利用上の観点から指定されることが多い



普通地域内における立地であっても、景観上の支障が著しいため、保護のための措置が必要と判断される場合もありうる



●公園計画模式図

(例)  
保全対象を眺望する際に、  
主要展望方向に位置するた  
め眺望の妨げになる 等

## 自然的・社会経済的状况に応じた対応措置とは？

---

### (基準の特例措置)

地域の自然的・社会経済的状况から判断して、一律の審査基準を適用することが不合理であると認められる場合に、国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事が指定した地域において基準を強化・緩和

例えば…

青山高原(室生赤目青山国定公園内)におけるウィンドファームの設置事例  
離島・大半が公園区域内である市町村等における一般廃棄物処理施設の設置事例